

総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会

電力・ガス基本政策小委員会 制度検討作業部会（第34回）議事要旨

日時：令和元年9月13日（金）10時00分～12時00分

場所：経済産業省本館17階国際会議室

出席者

<委員>

横山座長、大橋委員、大山委員、小宮山委員、曾我委員、武田委員、廣瀬委員、
又吉委員、松村委員

<オブザーバー>

小川 博志	関西電力株式会社 エネルギー・環境企画室長
上手 大地	イーレックス株式会社 経営企画部長
菅野 等	電源開発株式会社 常務執行役員
國松 亮一	一般社団法人日本卸電力取引所 企画業務部長
佐藤 悦緒	電力・ガス取引監視等委員会事務局長
竹廣 尚之	株式会社エネット 経営企画部長
都築 直史	電力広域的運営推進機関 理事・事務局長
中村 肇	東京ガス株式会社 電力トレーディング部長
鍋田 和宏	中部電力株式会社 執行役員 コーポレート本部 部長
山田 利之	東北電力株式会社 執行役員 送配電カンパニー電力システム部 技術担当部長
渡辺 宏	出光興産株式会社 上席執行役員 エネルギーソリューション事業本部長

（関係省庁）

環境省

議題：

- （1）容量市場について
- （2）その他

<連絡先>

経済産業省 資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 電力基盤整備課

TEL：03-3501-1511（内線4761） FAX：03-3501-3675

〒100-8931 東京都千代田区霞が関1-3-1

■容量市場について

- ・発電側基本料金は制度設計専門会合での議論前なので、本日は頭だしと理解した。
 - ・市場競争が限定的なエリアについてですが、1.5倍という数字は何がいいのかはわからないが、決めなければならないので、反対するものではないが、あとで検証いただきたい。
 - ・限定的なエリアがどこかということで、売れ残りが1社ではないときもあるのでは。少し限定的に書き過ぎているのではないかと心配になった。
 - ・市場支配力の件は、後日の検証をしっかりとやっていただきたい。
 - ・発動指令電源についてもこの整理で問題ないが、そうじて使いにくくなる場所もあると思う。そうすると、応札価格が高くなるかもしれない、事後になると思うがしっかり見ていく必要がある。
- ・発動側基本料金の件は、これから監視等委、広域で議論となるかと思うが、かなり大きな制度の変更となる。これまで小売りで負担しているところを、ある程度発電側に負担させる。その後、転嫁の話になるが、発電と小売りの間は、スポット市場、相対契約もあるが、それぞれに一定の競争条件に影響が出てくると思う。発電間、小売観に加えて、発電、小売の競争環境についても合理的な整理をお願いしたい。
- ・発電側課金がkWあたり課金するものだとすると、電源種によって稼働率、設備利用率が異なるということがあるので、電源によって影響が異なる。それによって、発電、小売りの間の負担の転嫁についても関わってくると思われるため、結果として容量市場の入札行動に影響を与えるのではないかとと思う。FITの期間中だと、関係ないかもしれないが、太陽光や風力のような再エネについては、性質として利用率が低い。今後再エネを増やしていくということであれば、この辺りは工夫のあるところかと思われます。
- ・市場競争が限定的なエリアがどこかについて、条件が限定列挙でいいかは考える必要があるのではないかと。1.5倍になるのは、相当異例な状態。そのような状態は競争が働いていないというのは、有用なことかと思う。
 - ・Xを定めてやるのは支持する。1.5倍がいいのかどうかという点は、事務局から一定の理屈は説明あったが、非常にかっちりした理屈はない。事業者の意見を聞きながら、今日特段の意見が出てこなければ、良い数字だという事でだと思いが、もっともな意見が出てくれば、微修正していただきたい。
 - ・発動指令電源については、論理的整理を間違えないでいただきたい。需給ひっ迫の件、電源I'相当の電源がどういう形で動くかということよりも、世の中にある電源が全部動いている、または、動けるということになっていたら、供給力は同じになっているはずなので、それが三次②であれ、時間前であれ、全部動いているのであれば、需給ひっ迫に関係ないはずだと思う。一方で、発動指令電源が三次②はといった結果として、火力電源が押し出されてしまい、その結果としてバランス停止が増えることは問題である。今回は、その可能性があることが広域機関から示され、事務局も可能性があると考え、こうなったと理解している。そのため、むやみにこの整理を拡大せず、バランス停止に限定して今後も整理してほしい。
 - ・発電側課金は、今後議論してもらおうということなので、今回議論しない。スポット、容量、相対に影響を与えるので、そういうことを踏まえて議論して欲しい。
 - ・託送料金が需要側にかかっていたものが発電側にかかることと、kWh課金からkW課金への変更の2つの側面があり、そのように分解できるはず。議論としては、前段、後段が分かれば、前段はニュートラルにな

るはず。これを理解せず、発電側課金がかかるのだから、当然 Net CONE に入れることが当たり前と議論を行わないようにしていただきたい。

- ・市場競争が限定的なエリアについて、隣接エリアのX倍までという上限の導入は異論なし。
- ・P5の図について、C1からC5の電源は、隣接エリアのエリアプライス以下であるにもかかわらず、X倍の価格になっているところに違和感を感じる。C6、C7は応札価格で約定、C1からC5は隣接エリアのエリアプライスで約定。すなわちX=1も考えられるのではないか。電源設置インセンティブ付与という点は理解するものの、小売りの負担とのバランスも考えて、慎重な議論をお願いしたい。

- ・市場競争が限定的なエリアについて、普通の市場、独禁法から見た場合、この分断が故意に生じたかどうか大きな論点であると思う。仮に、故意に生じたものでなかった場合、価格をどうするか、というのと、独占価格がつくということの扱いだと思う。市場支配力自体の存在・行使することは問題ではなく、自律的、競争的になるようにもっていき、価格が高くなれば参入が増え、低くなると退出をうながす、そのような自立的な姿をうながすのが基本なのかと思う。

- ・市場支配力について考える必要があるのは、通常、複数事業者による結託について検討が最初に必要。今回の点は電気特段の事情があるという議論なのかなと思う。

- ・発動指令電源について、今回の提案で結構だと思っている。以前決めたことであっても考えを変えていくということは、いいことだと思っている。議論として、制度の設計が進む中で不整合のものがあれば、積極的に見直していただきたい。

- ・発動指令電源について、容量市場の発動指令に対応できることを前提とすることは妥当な整理と思う。ただ、発動指令がないときにも調整力として活用されることは、電源の有効活用の観点からも重要。事業者の立場からすると、発動指令の3時間前よりも、もう少し前、例えば一日前とかに事業者に予見性をあたえるような状況提供をいただかなければ、もっと調整力として活用できるのではないかなと思う。

- ・発電側課金については、Net CONE の適用の有無とあるが、Net CONE の考え方は、広域機関の検討会で議論が紛糾するなか行われ、諸外国の例を参考に、一定の割り切りの中決まったものであるため、これを基に運用しながら、適宜なおしていきと整理したと思っている。そのため、発電側課金を単独で入れていくという議論をするのではなく、まずは今の Net CONE でオークションを行い、振り返りの中で検討していくものではないかなと思う。

- ・市場競争が限定的なエリアについて、上限価格は1.5倍の提案だが、市場開始後、隣接するエリアプライスの水準に依存する部分がある。その価格により、電源新設のインセンティブであるとか、高すぎることによる国民負担の増加とか、市場支配力の行使なんかも影響される。今後、容量市場開始後に振り返りを行うと思うが、その点には注意していただきたい。

- ・発電側課金について、まだ Net CONE にいれるか議論がおこなわれていないが、仮に適用するのであれば、Net CONE の算定にあたっては容量市場以外の収益の見込みを考慮に入れたうえで算出することが示されているが、全国一律できめることになっている。発電側課金は、立地地点で割り引くこととなっているため、Net CONE の議論と整合性を担保した形で、適用するか議論をしていただければと思います。

・市場競争が限定的なエリアについて、容量市場の市場分断について、案を採用した場合、電源新設のインセンティブ、小売事業者への負担という点について、どの程度の影響があるのかわかりにくく、適切程度のありかたを判断できない。X倍の数値の在り方は、事業者の意見を聞きながら、もう少し案をたたいてもいいのではないか。

・市場競争が限定的なエリアについて、オブザーバーから意見があったが、P5のC1のような応札が隣接エリアプライスの1.5倍となるのは、当然と言えば当然であるが、違和感があるのはおっしゃるとおりである。当然である点は、シングルプライスであるため、マージナルな価格となる。違和感としては、隣接地域にいるなら1.0倍、当該地位であればさらに1.5倍にジャンプしてしまうという点。こういった事情があるので、事務局の資料にも、「なお、②のX倍が高まるほど、電源設置インセンティブが高まるものの、小売事業者負担が重くなることに留意する必要がある。」と極めて適切な意見が記載されているわけで、議論の余地があると思う。

・発電側課金の導入がまだ決まっていないのではという趣旨のご意見があったが、閣議決定でもレジリエンス委員会でも明記されております。また、上限額の引き下げは、発電課金をいれること前提になっており、導入は決まっているもの。導入時期は午後に説明する予定。

・発動指令電源について、P15の選択制にせず、容量市場の発動指令を前提に調整力として活用可能と記載いただいている。これは、容量市場と需給調整市場の両方のリクワイアメントを満たすことと考えています。以前にも申し上げたが需給ひっ迫時において、バランス停止がふえ、発動指令電源が間に合わないということが問題ですので、今回の提案の形で進めていただければと思います。発動の判断基準、対象、タイミング、等具体的な整理が必要となるかと思しますので、エリアの供給信頼度の確保を前提としながら、しっかりと準備し、詳細ルールをしっかりと理解し、頑張っていきたい。

・市場競争が限定的なエリアについて、容量市場の目的として、市場を通じて、効率的に電源の新陳代謝を促していき、必要な供給力を中長期的に確保することと認識。市場が分断したら、供給力確保する観点から、電源の新設インセンティブを付与する、小売へバランスを配慮するということと理解。X倍は設定することは問題ないと思われるが、容量市場の趣旨が損なわれないように慎重に議論を進めていただければ。

・市場競争が限定的なエリアについて、事務局提案の内容を導入することは合意。1.5倍の適正性については、妥当性のある意見をもっていないが、速やかに見直しができる方法でもって導入を行っていただければと思います。

・市場競争が限定的なエリアについて、大きな方向性はご理解をいただいたと理解。1.5倍の個所、また、市場競争の限定的なエリアの条件をどのように整理するか2点について、事業者の意見を聞き、広域機関と相談させていただき、TFで議論するのか事業者の多い広域機関の検討会で議論を行うのか、相談して対応を行うため、いったん事務局で引きとらせていただければと思います。大きな方向性は問題なかったかと思しますので、引き続き進めさせていただければと思います。

■その他（高度化法の中間評価の基準となる目標値の設定について）

・5月に既存契約見直しGLについて一度この作業部会で議論をしたが、いまだ決定はしていないという認識。来年の4月から始まる非FIT非化石証書の取引が始まるなか、旧一電との既存の相対契約に関する交渉を開始するためにも、既存契約見直し指針の決定をなるべく急いで頂きたい。

・これまでの制度検討作業部会においても多くの委員・オブザーバーの見解として、目標達成に係る証書購入による負担による競争環境への悪影響に対するコメントがあったところ。公平な競争環境を実現する方法として、例外なく、全事業者が一律で転嫁できるようにすることが重要と考えている。

・これまでの議論において、目標達成に係る費用は、過去にないほどの大きな負担水準になることは明らか。繰り返しになるが、全事業者が一律、同じ条件で転嫁できるようにすることで、是非公平な小売競争環境を担保頂きたい。

・第1フェーズにおけるその他の負担軽減策としては、激変緩和の量の拡大と最低価格の見直しを引き続きご検討頂きたい。

・卒FITのような非化石証書の相対取引はRE100にも認められるのか。もし、関係諸団体の見解などあればご教示頂きたい。

・中間目標の設定は小売事業に対して大きなインパクトがある。2030年44%という目標が掲げられているが、この目標達成にかかる負担については、事業規模の大きさというよりも、小売電気事業に特化しているほどインパクトが大きい。

・今後議論を進める上では、内部補助の防止、最低価格の低減については是非ご検討頂きたい。また、小売事業者の競争環境に与える影響など、必要に応じて検証を行い、必要があると認められる場合には不断の見直しを是非検討して頂きたい。

・報告対象事業者の定義について。対象事業者は前年度に比べ増加しているものの、合計販売電力量のシェアは若干低下している。これを踏まえ、今後は5億の基準を見直すことも検討すべきではないか。

・小売事業者における公平な競争関係を担保する上で、料金転嫁スキームは重要と考える。

・高度化法の中間評価の基準となる目標値の設定については、小売事業者間への競争環境だけでなく、発電事業者間の競争環境への影響も考える必要があるのではないか。

・また、目標達成する上では、kWhの数量とその単価が費用負担に直結している。数量だけでなく、単価の引き下げもご検討頂きたい。

・小売が価格を転嫁できるような制度的措置をお願いしたい。また、転嫁するとなると、より価格の透明性が求められるという認識。このため、透明性の観点から市場を通しての取引をおこなう方向でご議論頂きたい。

・高度化法の目標達成の手段として、小売市場への悪影響を与える懸念があることから、制度的に小売料金に転嫁するのを担保するというのはどうか、という意見が多くの事業者さんからあったところ。

・これまでの議論を通して小売市場への影響は甚大だという認識はしているが、小売競争環境の公平性確保のために一律転嫁するという方法より、より競争制限的手段がないのかどうか、安易に一律転嫁にいきついてよいのか、という点はよく検討すべきではないか。

・既存契約 GL について、5月の作業部会時点では特段コメントはなかったと認識しており、皆さんの確認は得られたと認識している。今後の手続きについては事務局内で確認する。

・卒FITなどの非FIT 非化石証書の相対取引においては、RE100の事務局とも会合させて頂き、「1地域1システムのトラッキングの整備が健全な再エネ調達に重要であると考えているものの、非化石証書を電気とをセットで相対取引によって調達した電力メニューについては、政府によるトラッキング相当の情報があるとし、そのRE100達成への利用については妥当であると認識している」との見解を得ている。今後の発信などは事務局内でも検討するが、現時点では以上のような状況。

・高度化法の5億kWhの基準の妥当性についてご指摘があったところ。対象事業者の入りくり状況など、今後精査させて頂きたいと考えている。

■その他（ベースロード市場初回取引結果について）

・中間とりまとにおいては、大規模事業者の供出量は560億kWという記載があり、これをベースにすると約定量は3%にみえないものであり、新電力としては、初回の取引は低調であったと受け止めている。また、新電力の売り札が少なかったと指摘があったが、これは新電力がベースロード電源を欲していないということではなく上限価格に未稼働の電源が入るということで、正直魅力的な売り札が少ないと、悲観的な観測もあり、多くの新電力が一回目の取引を諦めてしまっていたところもあるのでは考えている。

・そもそも貫徹小委においては、BL市場は旧一般電気事業者のアクセス環境のイコールフットィングを図り、更なる小売り競争の活性化を促すとされている。この目的からも、旧一般電気事業者の自社向けの価格との比較監視が大事。この評価によっては、供出上限価格の抜本的にみなおしも行うべきものと考えている。見直しを行っても、次年度以降の電源の取引となるかと思いますので、2年後の事業計画におりこむことになるため、ぜひ妥当性の検証については、2、3回目をまたずに行って欲しい。

・見ようによっては相当低調に見えるが、まだ1回目ということで、様子をみたいということで理解した。ただ、1回目でもできるものはやっていただきたい。

・低調な理由は、原理的には2つあると考えている。売り入札価格が高すぎる、または、買い入札価格が低すぎるか量が少ない。どちらが悪いかわからないので、きちんと調べていていただきたい。

・価格については2重の規制がある、1つはコストベース、1つは実際の小売価格と整合しているか。別の委員会で表明されているが、実際の小売価格との整合は相当に難しいので、一定の時間がかかり、現時点では確認できない。ただ、売り札が出ているので今すぐにも進められる。2、3回目を待たずに今すぐにも進めていただきたい。

・買い札が少なすぎたのではないかと、売り札の価格が適正だったとしても約定しないような価格で入札しているのではないかとした場合、一つの解釈としては、ある種ニーズがない、卸調達にニーズがないということなので、極端な話をすると、常時BUは縮小する、または、廃止する暫定的な措置と言われている、市場が整備されていない段階では難しいとされていて、こういう市場整備したにも関わらず、新電力

が利用する気がないのであれば、常時BUは不要ではないか。ただ、約定量が少ないからそのような議論ではなく、そのような理由であれば議論するものではないかと思えます。あるいは、他エリアで旧一電が買うのを制限したのだが、それを復活するという考え方もあるのではないか。買い札の価格が低すぎた結果として、約定量が少なかったことがないか、検証していただきたい。

・買い側の阿吽の呼吸で、高い価格で買うくらいなら常時BUで買う方ましなので、価格を思いっきり下げて、少しでも買い叩いて約定価格を下げて、残りは常時BUでやりましょうというようなことがある場合、逆の意味で競争的な環境になっていないということなので、そのようなことが疑われる場合、常時BUの見直し等を考えなければならないのではないか。これについては、初回だったので低調だったという可能性もあり、2回目、3回目も相変わらずそういう状況であれば、検討してもいいのではないか。

・今後の監視については、HPでも、監視結果を公表している。そこで、「大規模発電事業者の自己又はグループ内の小売部門に対するベースロード電源に係る卸供給価格と推定される価格が、ベースロード市場へ供出した価格を不当に下回っていないか確認を行う。その確認にあたっては、大規模発電事業者の自己又はグループ内の小売部門の収益・費用の構造や小売平均料金を参照する。その際、大規模発電事業者の自己又はグループ内の小売部門の受渡年度における小売取引のうち、以下のような取引について、ベースロード市場へ供出した価格との整合性をヒアリング等を通じて確かめていく。公共入札の結果、落札価格がベースロード市場への供出価格を下回るような取引小売市場重点モニタリングの調査の対象となった取引。」としており、手始めにこれはやる。できることは2回、3回を待たずしてやっていきたい。

・事後監視について、しっかり監視していただいていると認識。HPで供出価格と自社小売への非差別性を監視していくこととしているが、しっかりやっていっていただくことが重要と考える。

・平均価格と出ていたが、監視等委がそれだけでいいのか、個々の価格をみなければ、判定できないことは監視等委にお願いされている、よって、そこまでみなくていいという整理になっていなかったと思う。ただ、そちらの方がやりやすいということで、迅速性から順番としてそちらからやりますというのであれば、いいかと思えます。その場合、平均価格でみたら終わりと思わないように。また、公共入札の価格はすぐに手に入るともいますので、こういうものは迅速にできるので、こちらはお願いしたい。

以上